

<認定こども園での投薬について>

認定こども園に登園するお子様は、「集団生活に支障がない健康状態であること」が前提となっております。お子様への投薬は法律上「医療行為」となるため、保育士が行うことは、原則としてできません。

ただし、主治医より保育中にどうしても投薬が必要であると指示があった場合に限り、投薬を行うことができます。

※主治医の具体的な指示を「お薬連絡票」に記入して下さい。

※お薬処方の際に、園に通っていることをお伝えして頂くと【朝・夕】の2回で処方をお願いすることができます。ご協力をお願いします。

※診察後の初回投薬は、副反応が出る可能性があるためお断りしております。

※お薬入れの中に『お薬の説明書』も入れて頂きますようお願い致します。

慢性疾患等(アトピー性皮膚炎・小児喘息・てんかん・糖尿病など)の日常における投薬や処置については、お薬連絡票(慢性疾患用)を使用して下さい。

また、熱性けいれん等で座薬の使用を行う場合は、主治医の具体的な指示に基づき慎重に取り扱う必要があります。お薬連絡票に、漏れなくご記入頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

投薬はお子様の健康状態に大きな影響を与え、特に慢性疾患をお持ちのお子様には命にかかわる可能性もある重要な行為となります。

こども園では、保護者との連絡を密にとり、病状の変化や保育の制限等について共通理解を持つことが求められます。園生活での注意事項やお子様の体調経過、受診状況などのご連絡をその都度お伝え頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

<注意事項>

- ・お薬は、医師が処方したものに限ります。市販薬等はお預かりできません。
- ・内服薬は1回の分量に分けて、当日分のみお持ちください。
- ・袋や容器には、必ず園児氏名(フルネーム)をご記入ください。
- ・お薬1種類につき、1枚のお薬連絡票をご記入ください。
- ・お薬は「お薬連絡票」と一緒に指定の「お薬入れ」に入れてお持ちください。また、判断に迷う場合やご記入漏れがある場合は、ご連絡させていただきます。
- ・投薬を依頼する日は、毎日「依頼日」欄に日付をご記入ください
- ・座薬(熱性けいれんのダイアップ坐薬など)は、当園で常時お預かり致します。
- ・「投薬時間」欄は、「咳が出たら」、「熱が上がったら」など症状を判断して投薬を行うことはできません。「38度以上の発熱時」など主治医の具体的な指示をご記入ください。
- ・「投薬期間」は一度で最長1か月(座薬は1年)とさせていただきます。引き続き投薬が必要である場合は、再度追加用紙へご記入をお願い致します。
- ・「確認事項」欄には、発作が出た際の対処法など主治医の具体的な指示をご記入ください。(症状出現時に保護者へ連絡し対応を相談する。〇〇な場合に救急車を呼んでほしい。救急車で搬送先の病院は〇〇病院と指定する。など)
- ・その他、投薬に関してご質問やご不明な点がある方はご相談ください。